

学校保健安全法 および 日本医師会の勧告

分類	特徴	感染症	出席停止期間
第一種	発生は稀だが重大	ウイルス出血熱、ポリオ、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1)、コロナウイルス	治るまで
第二種	飛沫・飛沫核感染で流行拡大のおそれがある	インフルエンザ	発病後5日経過し、解熱後2日経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するか、適正な抗生物質治療5日間の終了まで
		麻疹(はしか)	解熱後3日まで
		風疹(三日はしか)	発疹消失まで
		流行性耳下腺炎(おたふく)	唾液腺腫脹後5日を経過し、全身状態改善まで
		水痘(みずぼうそう)	全ての発疹がカサブタになるまで
		咽頭結膜熱	症状が治まって2日経つまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
		結核	医師が伝染の危険がないと判断するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	飛沫感染ではないが流行拡大の可能性	コレラ、細菌性赤痢、O-157など、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師が伝染の危険がないと判断するまで
	その他： 飛沫感染もある	マイコプラズマ肺炎、溶血性連鎖球菌感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルスなど)など	医師が伝染の危険がないと判断するまで
	その他	手足口病、伝染性赤斑、ヘルパンギーナ、みずいぼ など	出席停止の必要はない

インフルエンザのようにワクチンで防ぐことができる病気は、早めにワクチンを打っておきましょう。